

令和7年度 社会福祉事業の基本指針

一般社団法人東京馬主協会

I. 公財) 中央競馬馬主社会福祉財団からの委託による「施設整備等助成事業」

1. 助成対象施設

- 社会福祉事業を行う、社会福祉法人及び NPO 法人

※原則として 1 法人 1 施設

- 市区町村の社会福祉協議会自身に対しては、原則として助成対象としない。

2. 助成対象事業

車両、什器備品、その他

3. 事業費の助成額

- 助成率は総事業費の 75%以内とする。

- 助成金の上限額は、

①社会福祉法人については 200 万円、

②NPO 法人については 150 万円を原則とする。

4. 申請受付、推薦基本方針

- 主に母子及び児童福祉事業、障害者福祉事業、老人福祉事業、その他の公益事業とし、保育所の場合は原則、東京競馬場及び場外発売所近隣のみ受け付ける。

- 2023・2024 年度で助成した法人については原則として受け付けない。

5. 助成事業の選定基準

- 助成なくしては、その事業の効果を十分に発揮できないと認められること。
- 当該事業の予想する効果が、特定の者の利益にのみ寄与すると認められないものであること。
- 資金的に余裕のない法人。

6. 助成申請施設の調査基準

次の申請内容に該当する施設のほか、福祉委員会で必要と認めた場合は現地調査を実施する。

- 本助成事業の申請が初めての施設。
- 申請内容が施設の改修工事。

7. 調査の留意点

- 申請理由に見合った施設の状況かを見聞調査する。
- 備品の買い替え申請の場合、現在使用している備品の状態を調査する。
- 新規購入の備品については、それを購入することでどのような効果を生むのかを調査する。
- 修繕、改築の場合は該当する箇所が本当に修繕必要な内容であるかを調査する。

Ⅱ. 地域貢献事業

1. 児童施設並びに障害者施設等に対する助成事業
2. 地域社会の貢献に関わる寄附事業